



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 条例

*42 和歌山県災害救助基金管理条例の一部を改正する条例 (福祉保健総務課) 1

公布された条例のあらまし

◇ 和歌山県災害救助基金管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

災害救助法の一部改正に伴う規定の整備等を行いました。(第1条、第2条、第3条、第5条及び第6条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

条 例

和歌山県災害救助基金管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 10 月 1 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 4 2 号

和歌山県災害救助基金管理条例の一部を改正する条例

和歌山県災害救助基金管理条例(平成8年和歌山県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第37条」を「第22条」に改める。

第2条中「第38条」を「第23条」に改める。

第3条中「第41条」を「第26条」に改める。

第5条中「第40条」を「第25条」に、「すべて」を「全て」に改める。

第6条第1号中「第36条」を「第21条」に改め、同条第2号中「第43条」を「第28条」に改める。

附 則

この条例は、災害対策基本法等の一部を改正する法律(平成25年法律第54号)第3条の規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。